



28東京漁調第126号
平成29年2月20日

全日本釣り団体協議会会長 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有元 貴文



東京海区漁業調整委員会指示について（通知）

このことについて、漁業法第67条第1項の規定に基づき、下記のとおり指示しましたので、ご
了知のうえ貴所属組合員への指導方よろしくお願いします。

記

東京漁調指示 第3号 東京湾横断道路木更津人工島周辺海域の水産動植物の採捕及び遊漁
の案内の禁止

※「東京都公報」写し（抜粋）参照

東京海区漁業調整委員会事務局
電話 03-5320-4852(直通)

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- ………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)………
- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)………
- 建築士法による二級建築士免許の取消し……………
- ………(都市整備局市街地建築部建築企画課)………
- 告示 示(公)
- 警備員等の検定の実施(二件)……………
- 警備員等の検定合格者審査の実施(九件)……………
- ………(海区漁調)
- 東京湾横断道路木更津人工島周辺海域の水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止……………
- ………
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ………(生活文化局都民生活部管理法人課)………
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- ………(同)………
- 開発行為に関する工事完了……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)………

告示

●東京都告示第二百十六号
 東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十九年二月十七日
 東京都知事 小 池 百合子

図書類	指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二二六	雑誌	媚の凶刃(1) side(1)	五四七七―一六五 株式会社リブレ	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四二二七	書籍	comic gloss	俺だけが知ってるアイツの秘密 プラスト出版	同右
四二二八	同右	comic gloss	桜井遥、女性化しちゃいました。 プラスト出版	同右

●東京都告示第二百十七号
 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月十七日
 東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

被処分者	商号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年月日	処分年月日	処分内容	適用条項								
一 被処分者	(一) 商号	株式会社 R. E. サクセス	(二) 代表者氏名	代表取締役 小俣 邦彦	(三) 主たる事務所	江東区青海二丁目七番四一八一九号	(四) 免許証番号	東京都知事(2)第九〇〇七二二号	(五) 免許年月日	平成二十六年一月九日	二 処分年月日	平成二十九年二月七日	三 処分内容	免許の取消し	四 適用条項	宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号
二 被処分者	(一) 商号	RIDSNAP株式会社	(二) 代表者氏名	代表取締役 井上 健太郎	(三) 主たる事務所	渋谷区道玄坂二丁目十五番一〇一五号	(四) 免許証番号	東京都知事(1)第九四〇二二二号	(五) 免許年月日	平成二十四年三月二十三日	二 処分年月日	平成二十九年二月七日	三 処分内容	免許の取消し	四 適用条項	宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

●東京都告示第二百十八号
 建築士法(昭和二十五年法律第二百二二号。以下「法」という。)第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消したので、同条第二項及び建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第六条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

03 (3581) 8201

7 申請手続

- (1) 受付期間
平成29年4月19日(水曜日)から同月21日(金曜日)までの3日間
午前8時30分から午後5時まで
- (2) 受付場所
規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を經由して行うものとする。
ア 東京都内の住所地を管轄する警察署
イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署
ウ 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けた東京都内の警察署
- (3) 申請書類
ア 審査申請書 1通
イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉
ウ 旧合格証の写し
エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面
ア 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかなる書面
イ 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれかを、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しない。

- (4) 審査手数料 4,700円
問合せ先
警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03 (3581) 4321 内線30312

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第二百五条第一項の規定に基づき、東京海区漁業調整委員会、千葉海区漁業調整委員会及び神奈川県漁業調整委員会が構成された一都二県連合海区漁業調整委員会は、東京湾横断道路木更津人工島(以下「海ほたる」という。)周辺海域の水産動植物の繁殖保護を図るため、法第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示することとしたので告示する。

平成二十九年二月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止)

一 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域(以下「区域」という。)において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内(船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させることをいう。)をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであって、一都二県連合海区

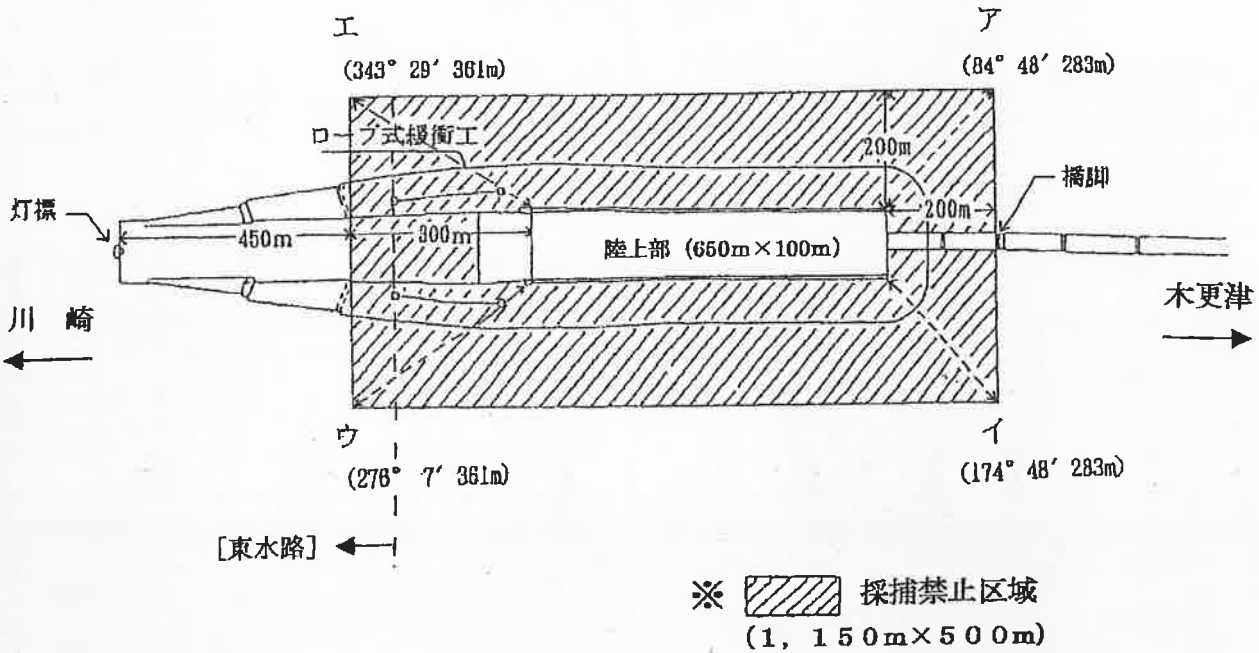
漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。

- ア 海ほたる北東の突角から八十四度四十八分(真方位による。以下同じ。)二百八十三メートルの点
- イ 海ほたる南東の突角から百七十四度四十八分二百八十三メートルの点
- ウ 海ほたる南西の突角から二百七十六度七分三百六十一メートルの点
- エ 海ほたる北西の突角から三百四十三度二十九分三百六十一メートルの点

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、平成二十九年三月一日から平成三十一年二月二十八日までとする。

[採捕禁止区域図]



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年二月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあつた年月日

平成二十九年一月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ココロのバリアフリー計画

三 代表者の氏名

池田 君江

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区上馬二丁目三十三番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、バリアフリーに関する理解を深めるための活動を行い、車椅子、妊婦、高齢者などの方々と、周囲の方が快適な生活を送ることのできる社会の実現を通じて、公共の福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)